

都市公園の有料施設 3年度の優先予約受付開始

国・地方公共団体、市内に住所を有する福祉団体、区・自治会、体育振興会、学校、企業、体育協会などが主催する各種大会について、優先的に施設の予約ができる制度です。

対象施設＝城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園の体育館や多目的広場など(詳細は市ホームページをご覧ください)

利用期間＝3年4月1日～4年3月31日
※毎月第2土・日曜は優先予約ができません。
※初めて優先予約を申し込む団体などは利用者登録が必要です。

申し込み・問い合わせ＝9月1日～15日、利用計画書を下記いずれかの窓口へ提出

①駒ヶ谷運動公園管理事務所(親和学園駒ヶ谷体育館内 565-7288 FAX 565-7208)

②城山公園管理事務所(アメニス城山体育館内 563-5511 FAX 563-5560)

※利用者登録・利用計画書の様式は市ホームページからダウンロードできます

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」 ルールを守って 安全で美しいまちなみづくり

屋外広告物の設置や管理に関する制度を知り、美しいまちなみづくりに向けて、違反広告物の適正化にご協力をお願いします。



なぜ屋外広告物の適正化が必要なの？

屋外広告物は、私たちに必要な情報を与え、まちの賑わいを演出する一方、無秩序な掲出は、周囲との景観の調和を損ねるだけでなく、落下や倒壊による重大な事故につながるからです。屋外広告物の表示者等の皆さんは、定期的に安全点検を行い、屋外広告物の適切な維持管理に努めてください。

【屋外広告物掲出のルール】

- ① 広告物を設置するには、設置場所や大きさなど、あらかじめ市の許可を受ける必要があります(一部の適用除外を除く)。
- ② 屋外広告物の設置を行うためには、兵庫県の屋外広告物の登録が必要です。
- ③ 許可には有効期間があり、引き続き設置するには更新手続きが必要です(更新にあたって専門業者による安全点検が必要な場合もあります)。

違反広告物の除却活動を実施しています

交通の安全や景観を阻害している違反広告物の除却を随時行っています。また、9月15日には関係機関と合同の除却活動を市内全域で実施します(雨天中止)。違反広告物を見かけたら下記へご連絡ください。

【簡易な違反広告物の例】



問い合わせ＝都市計画課(559-5118 FAX 559-7400)

募集 指定管理者 (障害児療育センター・ 総合福祉保健センター)

募集施設＝①障害児療育センター ②総合福祉保健センター ※施設ごとに募集

指定期間＝3年4月1日～8年3月31日の5年間(予定)

応募資格＝法人または複数の法人などで構成される共同事業体(個人は不可)

現地説明会＝①8月25日(火)②8月27日(木)※①8月18日②8月21日までに下記へ事前申し込みをお願いします。

申し込み・問い合わせ＝9月1日～11日、申請書類をそれぞれの窓口へ提出

①〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎1階 障害福祉課(559-5075 FAX 562-1294)

②〒669-1514 川除675 総合福祉保健センター2階 健康増進課(559-6155 FAX 559-5705)

※詳細は募集要項をご覧ください。
※募集要項は8月15日～9月11日、窓口で配布または市ホームページからダウンロード可(窓口は平日開庁時のみ)



①障害児療育センター募集要項



②総合福祉保健センター募集要項

教職員の勤務時間適正化に向けた取り組み(学校業務改善)

教職員の長時間勤務は全国的に大きな課題の一つです。国の法改正にあわせ、4月から教職員の最大超過勤務時間を1カ月45時間、1年で360時間と定め、教職員の業務量の適正な管理を行っています(教育委員会規則)。

子どもたちに対して効果的な教育活動を行うためには、教職員が心身ともに健康であり、自らの人間性や創造性を高める時間の確保が必要です。教職員自身が生き生きと教育活動を行えるよう、教職員の勤務時間適正化をより一層進めていきますので、保護者や地域の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

【教職員の定時退勤日・ノ一部活デー】

- ①全学校で「定時退勤日」を設定…週1回
- ②「中学校部活動ガイドライン」に基づき、全中学校で「ノ一部活デー」の完全実施…週当たり2日以上ノ一部活動休業日を設定(平日に1日以上、土・日曜に1日)

【17時以降は電話連絡をお控えください】

教職員の勤務時間は8時15分～16時45分です。緊急時を除き、勤務時間終了後の17時以降は学校への電話連絡をお控えください。
※17時以降にご相談などを希望する場合は、事前に学校へご連絡ください。

※8月17日から新たな取り組みとして、ゆりのき台中学校区(ゆりのき台中・あかしあ台小・学園小・ゆりのき台小)の電話は一定時刻以降に自動応答メッセージに切り替わります。
問い合わせ＝教育総務課(559-5160 FAX 563-1343)

【学校支援ボランティア】学校では地域の教育力を生かすため多様な人材を必要としています。地域の子どもと一緒に育てるためできることから始めてみませんか。

問い合わせ＝健やか育成課(559-5046 FAX 563-3611)



▲市ホームページ

10月4日は市議会議員選挙 「郵便等による不在者投票」 の手続きを!

10月4日(日)に市議会議員選挙が予定されています。

身体に重度の障害がある人や要介護5の人は「郵便等による不在者投票」が認められています。「郵便等投票証明書」が交付されていない人は選挙管理委員会へ届け出てください。

対象者のうち、上肢または視覚障害1級などで自ら投票の記載をすることができない人は、「代理記載制度」があります。なお、既に「郵便等投票証明書」をお持ちの人も有効期限にご注意いただき、住所などを変更した場合には手続きをお願いします。

手帳の種類	障害の種類など	障害の程度
郵便等による不在者投票対象者	身体障害者手帳	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証		要介護5

問い合わせ＝市選挙管理委員会(559-5181 FAX 559-6610 eメール senkan_u@city.sanda.lg.jp)

ペットが迷子になったら

飼っている犬やねこなどが迷子になったとき、下記の関係機関で保護されているなど何らかの情報が寄せられていることがあります。万が一迷子になってしまったときのため、名札などの身元のわかるものをつけましょう。

犬の場合、登録時に交付される鑑札が名札代わりになるので、きちんと首輪に装着しましょう。また、狂犬病予防注射済票も必ず装着してください。狂犬病予防法により、「所有者は犬に鑑札と狂犬病予防注射済票を装着させること」が義務づけられています。

【所有者不明の犬やねこなどが保護されている場合がある場所・問い合わせ】

- ①県動物愛護センター(06-6432-4599)
- ②三田警察署会計課(563-0110)

【何らかの情報が寄せられていることがある場所・問い合わせ】

- ①環境創造課(559-5064 FAX 562-3555)
- ②かかりつけの動物病院

【ペットを飼う時はマナーを守り、みんなが快適に暮らせるまちなみを目指そう!】

- (1) 飼い犬・ねこのふん尿を適正に処理しましょう
- (2) 犬を飼っている人で、今年度まだ狂犬病予防注射を受けていない場合は、早めに動物病院で受けましょう
- (3) ねこは交通事故・病気への感染・近所間のトラブルなどを避けるためにも、室内で飼育しましょう
- (4) ペットを飼う場合は、最後まで責任を持って飼いましょう

問い合わせ＝環境創造課(559-5064 FAX 562-3555)

(広告)

市民講座

屋根・外壁塗り替えセミナーのお知らせ

◆塗装工事に失敗しないための正しい知識を伝える市民講座

屋根・外壁の塗装は専門知識や技術が必要なため、施工業者を信頼しすべてを任せざるを得ませんが、施工業者が正規仕様を守らず不良施工になるケースが後を絶ちません。全国で年間1,700回以上開催されている「屋根・外壁塗り替えセミナー」では、一級塗装技能士が塗り替えで失敗しないポイントや業者選びのコツなど、塗装の正しい知識を分かりやすく解説します。(事前予約必要)

日時	場所	定員数
8月21日(金)	三田市総合文化センター 郷の音ホール 会議室3	4
8月22日(土)	三田市総合文化センター 郷の音ホール 会議室2	8
8月28日(金)	フラワータウン市民センター 会議室1/2B	4
8月29日(土)	フラワータウン市民センター 会議室	10

時間▶(各会場とも)10:00～12:00(受付時間9:45～) 参加費▶無料
申込・お問い合わせ先▶一般社団法人 市民講座運営委員会
☎0120-689-419(受付時間 午前9時～午後6時)
【運営】プロタイムズ三田店(株式会社あおぞらペイント)